

第1号議案

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年1月24日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市中央公民館の位置変更を市長に申し出るため本案を提出します。

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市公民館設置及び管理に関する条例(昭和30年一宮市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表、一宮市中央公民館の項中「一宮市木曽川町内割田一の通り27番地」を「一宮市本町2丁目5番6号」に改める。

付 則

この条例は、平成26年5月7日から施行する。

一宮市公民館設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。) 第21条第1項の規定に基づき、公民館を設置する。		第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。) 第21条第1項の規定に基づき、公民館を設置する。	
2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。		2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
一宮市中央公民館	二宮市木曽川町内割田一の通り27番地	一宮市中央公民館	一宮市本町2丁目5番6号
一宮市葉栗公民館	一宮市大毛字南出120番地	一宮市葉栗公民館	一宮市大毛字南出120番地
一宮市西成公民館	一宮市小赤見字郷浦53番地	一宮市西成公民館	一宮市小赤見字郷浦53番地
一宮市丹陽公民館	一宮市三ツ井三丁目2番37号	一宮市丹陽公民館	一宮市三ツ井三丁目2番37号
一宮市浅井公民館	一宮市浅井町前野字郷西85番地	一宮市浅井公民館	一宮市浅井町前野字郷西85番地
一宮市北方公民館	一宮市北方町北方字射使53番地1	一宮市北方公民館	一宮市北方町北方字射使53番地1
一宮市大和公民館	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原71番地3	一宮市大和公民館	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原71番地3
一宮市今伊勢公民館	一宮市奥町字下口西83番地	一宮市奥公民館	一宮市奥町字下口西83番地
一宮市萩原公民館	一宮市萩原町萩原字河原崎79番地	一宮市萩原公民館	一宮市萩原町萩原字河原崎79番地
一宮市千秋公民館	一宮市千秋町佐野字郷前2762番地	一宮市千秋公民館	一宮市千秋町佐野字郷前2762番地
一宮市宮西公民館	一宮市文京1丁目3番1号	一宮市宮西公民館	一宮市文京1丁目3番1号
一宮市宮貴船公民館	一宮市貴船1丁目1番19号	一宮市貴船公民館	一宮市貴船1丁目1番19号
一宮市神山公民館	一宮市平和1丁目11番30号	一宮市神山公民館	一宮市平和1丁目11番30号
一宮市大志公民館	一宮市大江3丁目9番14号	一宮市大志公民館	一宮市大江3丁目9番14号
一宮市向山公民館	一宮市古金町1丁目12番地1	一宮市向山公民館	一宮市古金町1丁目12番地1
一宮市富士公民館	一宮市羽衣2丁目5番74号	一宮市富士公民館	一宮市羽衣2丁目5番74号
一宮市尾西公民館	一宮市東五城字備前12番地	一宮市尾西公民館	一宮市東五城字備前12番地
一宮市尾西南部公民館	一宮市明地字宮東38番地	一宮市尾西南部公民館	一宮市明地字宮東38番地
一宮市木曽川公民館	一宮市木曽川町内割田一の通り27番地	一宮市木曽川公民館	一宮市木曽川町内割田一の通り27番地

(以下略)

第2号議案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について（教育委員会関係分）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について（教育委員会関係分）、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年1月24日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

地域主権改革一括法（第3次一括法）の施行に伴い、条例で定めるものとされている事項に関し必要な事項を定めるために、本案を市長に申し出るため。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部を改正する条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例（平成24年一宮市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8章 教育文化部関係

（社会教育法関係）

第12条中「（昭和24年法律第207号）」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

社会教育法（昭和24年法律第207号）第18条の条例で定める社会教育委員の委嘱の基準については、同条後段の文部科学省令に定めるとおりとする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

現行	改正案
(社会教育法関係) 第12条 <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）</u> 第30条第2項の規定により条例で定める一宮市公民館運営審議会の委員の委嘱の基準については、同項後段の文部科学省令に定めるとおりとする。	(社会教育法関係) 第12条 <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）</u> <u>第18条の条例で定める社会教育委員の委嘱の基準については、同条後段の文部科学省令に定めるとおりとする。</u> 2 社会教育法第30条第2項の規定により条例で定める一宮市公民館運営審議会の委員の委嘱の基準については、同項後段の文部科学省令に定めるとおりとする。

第3号議案

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例の制定について

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年1月24日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例の制定を一宮市長に申し出るため、本案を提出します。

議案第 号

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例の制定について

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

一宮市長 谷 一夫

提案理由

愛知県から無償譲渡を受けることに伴い、アイプラザ一宮を市の施設として設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民の文化、教養、健康及び体育の向上に資するため、アイプラザ一宮（以下「アイプラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 アイプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 アイプラザ一宮

位置 一宮市若竹3丁目1番12号

(休館日)

第3条 アイプラザの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第3月曜日及び第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号及び別表第2において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日以後に到来する最初の休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者（第17条の規定によりアイプラザの管理を行う指定管理者をいう。次条、第11条及び第12条において同じ。）は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用時間)

第4条 アイプラザの使用時間は、午前8時30分（小ホール及び運動施設にあっては、午前9時）から午後9時30分（運動施設にあっては、午後9時）までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 別表第1に定めるアイプラザの施設及び付属設備を使用しようとする者は、同表に定める使用時間区分によりあらかじめ教育委員会に申請をして使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、使用許可をする場合において、アイプラザの管理上必要があると認めるときは、その使用許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アイプラザの使用許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は付属設備を滅失させ、又は損傷させるおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (2) この条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用許可に付された条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 使用者が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が代わってこれを行うことができる。この場合において、必要となる費用は、使用者の負担とする。

(特別設備の設置等)

第10条 使用者は、アイプラザの使用に当たって特別の設備をし、又はアイプラザに備付けの器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備をさせることができる。

(利用料金)

第11条 使用者は、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、使用許可の際納付しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として收受するものとする。

4 指定管理者は、教育委員会の定める基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。
- (2) 使用者が、使用開始前に使用許可の取消しを申請した場合において、教育委員会が定める基準により、指定管理者がアイプラザの運営に支障がなく、かつ、相当の理由があると認めるとき。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第5条第2項の規定により使用許可に付された条件を守り、使用する施設及び付属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、施設又は付属設備若しくは備付けの器具を滅失させ、又は損傷させたときは、その損害を賠償しなければならない。使用期間中における使用者に起因する損害についても、同様とする。

(職員の立入り等)

第15条 教育委員会は、アイプラザの管理上必要があると認めるときは、その指定する職員（次項において「職員」という。）を施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

2 使用者は、職員の指示に従わなければならぬ。

(入館の制限等)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、アイプラザ一宮への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていり者その他他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑をかけるおそれのある物品、動物等を携行する者
- (3) 教育委員会の許可なくして営利営業行為をし、又は張り紙若しくは広告を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(指定管理者)

第17条 教育委員会は、アイプラザの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にアイプラザの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 前条の規定により指定管理者にアイプラザの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 使用許可に関する業務
- (2) アイプラザの維持及び管理に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第5条、第6条、第8条から第10条まで、第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定（第8条第1項第2号を除く。）中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところに従い、適正にアイプラザの管理を行わなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(使用許可に係る事前手続)

- 2 使用許可に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)
- 3 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（昭和39年一宮市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(58) アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例（平成26年一宮市条例第 号）第2条に定めるアイプラザー宮

別表第1（第5条関係）

- 1 講堂、会議室、日本間及び研修室（これらの施設の使用に係る付属設備を含む。）に係る使用時間区分

区分	使用時間
午前	午前8時30分から午後0時30分まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後5時30分から午後9時30分まで
全日	午前8時30分から午後9時30分まで

- 2 小ホール（この施設の使用に係る付属設備を含む。）に係る使用時間区分

区分	使用時間
午前	午前9時から午後0時30分まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後5時30分から午後9時30分まで
全日	午前9時から午後9時30分まで

- 3 運動施設（この施設の使用に係る付属設備を含む。）に係る使用時間区分

区分	使用時間
1	午前9時から午前11時まで
2	午前11時から午後1時まで
3	午後1時から午後3時まで
4	午後3時から午後5時まで
5	午後5時から午後7時まで
6	午後7時から午後9時まで

別表第2（第11条関係）

（単位 円）

区分		利用料金の上限額			
		午前	午後	夜間	全日
講堂	平日	17,400	20,300	26,100	58,200
	土曜日・日曜日・休日	21,700	25,400	32,600	72,000
第1会議室		4,300	5,000	6,500	14,500
第2会議室		1,800	2,300	2,800	6,600

第3会議室		2,900	3,300	4,400	9,800
第4会議室		1,900	2,300	2,900	6,700
第5会議室		2,900	3,300	4,400	9,800
第6会議室		4,600	5,300	7,000	15,400
研修室		5,200	6,100	7,900	17,800
第1日本間		2,800	3,200	4,200	9,400
第2日本間		1,500	1,700	2,300	5,100
小ホール		11,100	12,900	16,600	37,000
運動施設	全面	一つの使用時間区分につき		1,800	
		連続する二つの使用時間区分につき		3,600	
		連続する四つの使用時間区分につき		5,400	
2分の1		一つの使用時間区分につき		900	
		連続する二つの使用時間区分につき		1,800	
		連続する四つの使用時間区分につき		2,700	
3分の1		一つの使用時間区分につき		600	
		連続する二つの使用時間区分につき		1,200	
		連続する四つの使用時間区分につき		1,800	
付属設備		種類又は品目ごとに教育委員会規則で定める。			

備考

- 1 教育委員会規則で定めるところにより講堂の使用時間を延長するときの利用料金の上限額は、延長時間30分ごとに、平日には4,300円、土曜日、日曜日及び休日にあっては5,400円とする。
- 2 講堂を使用する者が入場料又はこれに類するもの（以下この項において「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（第4項において「消費税等」という。）に相当する額を除く。次号において同じ。）の最高額が3,000円を超える場合 1.5
 - (2) 入場料等の最高額が1,000円を超え、3,000円以下の場合 1.2
- 3 特別の設備又は器具を持ち込んで、電気を使用する場合に係る利用料金の上限額は、教育委員会が別に定める。
- 4 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。

第4号議案

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、別紙
案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年1月24日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例施行規則を制定するため、本案
を提出します。

一宮市教委規則第 号

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例（平成26年一宮市条例第 号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(使用許可の申請)

第3条 使用許可を受けようとする者は、アイプラザ一宮使用許可申請書その他教育委員会が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 使用許可の申請は、運動施設については使用しようとする日（その日が2日以上連続する場合にあっては、その最初の日。以下「使用日」という。）の4か月前の月の初日から、運動施設以外の施設については使用日の1年前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 使用許可の申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の順位)

第4条 使用許可の順位は、申請の前後によるものとする。ただし、これによることが困難であると教育委員会が認めるときは、抽選によるものとする。

(使用許可証の交付)

第5条 教育委員会は、使用許可をしたときは、アイプラザ一宮使用許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

(許可証の提示)

第6条 使用者は、アイプラザを使用する際、許可証を職員に提示しなければならない。

(使用許可の変更)

第7条 使用者は、使用開始前に使用許可の内容を変更しようとするときは、アイプラザ一宮使用許可変更申請書に許可証を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用許可の内容に係る変更を認めた場合は、新たに許可証を交付する。

(使用許可の取消申請)

第8条 使用者は、使用開始前に使用しないこととなったときは、アイプラザ一宮使用許可取消申請書に許可証を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(使用許可の取消通知)

第9条 教育委員会は、使用者が条例第8条の規定に該当すると認めたとき、又は前条の規定による使用許可の取消申請を適当と認めたときは、アイプラザ一宮使用許可取消通知書を交付する。

(使用時間)

第10条 条例別表第1に規定する使用時間区分には、後片付け等使用に必要な全ての時間を含むものとする。

- 2 使用者は、使用時間後においては使用時間を延長することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で特に教育委員会が認めたときは、使用時間を延長することができる。この場合における使用時間の延長は、1時間を超えることができない。
 - (1) 夜間の区分で講堂を使用する場合
 - (2) 全日の区分で講堂を使用する場合
- 3 使用者は、前項ただし書の場合においては、アイプラザ一宮使用時間延長申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、使用時間の延長を許可したときは、アイプラザ一宮使用時間延長許可証を使用者に交付する。

(付属設備に係る利用料金)

第11条 条例別表第2に規定する付属設備に係る利用料金の上限額は、別表のとおりとする。

- 2 条例第11条第2項の規定は、前項に規定する付属設備に係る利用料金の納付について準用する。

(利用料金の減免)

第12条 条例第11条第4項の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 市が主催する事業に使用する場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上必要があると認める場合
- 2 利用料金の減免の割合は、市長が別に定める。
 - 3 利用料金の減免を受けようとする者は、アイプラザ一宮利用料金減免申請書を市長に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第13条 条例第12条ただし書の規定による利用料金の還付基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第12条第1号の規定に該当する場合 100パーセント
- (2) 使用許可の取消申請が使用日前30日までになされた場合 90パーセント
- (3) 使用許可の取消申請が使用日前20日までになされた場合 70パーセント
- (4) 使用許可の取消申請が使用日前10日までになされた場合 30パーセント

(特別設備設置等許可の申請)

第14条 使用者は、条例第10条第1項の許可（以下「特別設備設置等許可」という。）を受けようとするときは、アイプラザ一宮特別設備設置等許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(特別設備設置等許可証の交付)

第15条 教育委員会は、特別設備設置等許可をしたときは、アイプラザ一宮特別設備設置等許可証を交付する。

(会場責任者)

第16条 使用者は、アイプラザの使用に係る規律を保持するため、あらかじめ会場責任者を定めておかなければならない。

(使用後の届出及び点検)

第17条 使用者は、アイプラザの使用を終わったときは、直ちに届け出て、職員の点検を

受けなければならない。

(施設等の滅失・損傷届)

第18条 使用者は、アイプラザを使用する際に施設又は付属設備若しくは備付けの器具を滅失させ、又は損傷させたときは、アイプラザ一宮施設等滅失・損傷届を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第19条 使用者は、条例に規定するもののほか、職員の指示に従い、特に次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定員を超える人員を入館させないこと。
- (2) 一般入館者の秩序維持を適切に行うこと。
- (3) 定められた場所以外で、喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙をし、又はピン、釘等を打たないこと。
- (5) 使用許可を受けない施設及び付属設備を使用しないこと。
- (6) 条例第16条各号の規定に該当する者の入場を禁止し、又は退場を命ぜられた者を退場させること。
- (7) アイプラザの運営に支障を来すような行為をしないこと。

(入館者の遵守事項)

第20条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で、喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 定められた場所以外に出入りしないこと。
- (4) アイプラザの内外を不潔にしないこと。
- (5) 職員又は使用者の指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第21条 何人も、教育委員会の許可を受けないでアイプラザ内及びアイプラザ敷地内において物品を販売し、又は金品の募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第22条 条例第17条の規定により指定管理者にアイプラザの管理を行わせる場合におけるこの規則の適用については、次のとおりとする。

- (1) 第3条から第5条まで、第7条から第10条まで、第14条、第15条、第18条及び前条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。
- (2) 第12条第1項及び第3項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(帳票)

第23条 この規則の施行に関し必要な帳票の種類は、次のとおりとし、その様式について
は、教育委員会が別に定める。

- (1) アイプラザ一宮使用許可申請書
- (2) アイプラザ一宮使用許可証
- (3) アイプラザ一宮使用許可変更申請書
- (4) アイプラザ一宮使用許可取消申請書
- (5) アイプラザ一宮使用許可取消通知書

- (6) アイプラザ一宮使用時間延長申請書
- (7) アイプラザ一宮使用時間延長許可証
- (8) アイプラザ一宮利用料金減免申請書
- (9) アイプラザ一宮特別設備設置等許可申請書
- (10) アイプラザ一宮特別設備設置等許可証
- (11) アイプラザ一宮施設等滅失・損傷届
(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(使用許可に係る事前手続)

2 使用許可に係る事前手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第11条関係)

付属設備	単位	使用時間	利用料金の上限額
講堂及び小ホールに係る音響装置	一式	1時間まで	1,000 円
		1時間を超える1時間までごと	500 円
講堂及び小ホールに係る照明装置	一式	1時間まで	920 円
		1時間を超える1時間までごと	460 円
映写機	一式	1時間まで	2,100 円
		1時間を超える1時間までごと	1,000 円
投影機	一式	1時間まで	800 円
		1時間を超える1時間までごと	400 円
ピアノ	1台	1時間まで	1,000 円
		1時間を超える1時間までごと	500 円

備考 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。

第5号議案

一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年1月24日

一宮市教育委員会

教育長 中野和雄

提案理由

選出団体役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成26年1月31日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
とまつ 戸松 稔貴				社会教育関係者 一宮青年会議所副 理事長退任のため

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
やすひ 安井 雄人				社会教育関係者 一宮青年会議所 副理事長就任の ため	新

3. 委嘱期間

平成26年2月1日から平成26年3月31日まで

※ 一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任
者の残任期間

第6号議案

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成26年1月24日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
 - (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
 - (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
 - (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
 - (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適當と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
 - (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
 - (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適當と認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。
- (1) 営利を目的として行われる事業
 - (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
 - (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
 - (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
 - (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
 - (6) 市内全域を対象としない事業
 - (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
 - (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
36	特定非営利活動法人 めでての森の仲間たち 代表理事 奥藤 健太	清流王国郡上・春休み こどもキャンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・郡上の自然環境のなか、都市と郡上の子どもが集団キャンプを行うことで、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道德などの望ましい体験を積む。 ・秘密基地づくり、鉄錆石アクセサリーづくり、アウトドアクッキング、キャンプファイヤー、ドラム缶など、子どもが主体となり、何をするかを考える。 ・2泊3日 ・東海地方在住の小学校1年生から中学校3年生 ・計135名 	3月25日(火) ~3月27日(木) 3月28日(金) ~3月30日(日) 4月1日(火) ~4月3日(木)	こうじびら山の家(岐阜県郡上市明宝町)	有料 2泊3日 26,800円	(4) (6)
37	一宮こども将棋の会 会長 植田 二郎	一宮こども将棋教室	<ul style="list-style-type: none"> ・こども将棋教室 ・参加者市内小中学生 2000名 	平成26年4月~ 平成27年3月	一宮市テニス場	年間 3,000円	(6)
38	TOSS瑞恵 代表 荻野 珠美	第2回TOSS全国 1000会場教え方セミナー 4月スタートダッシュで信頼を勝ち得る!新 学期準備講座	<ul style="list-style-type: none"> ・新学期の準備で行っていくべきポイントについて、講座形式で紹介する。 	3月30日(日)	稻沢勤労福祉会館	有料 1,000円	(6)
39	一宮交通モニター会 会長 井田 吉彦	交通安全 ～生徒たち の命を守る～ 市民公 開対話集会	<ul style="list-style-type: none"> ・10月の中学校生徒の衣替えの時期、識別の難しくなる時間帯での下校時の交通事故抑止の方策についての市民公開対話集会の開催 ・参加者 後援者、協力者、小中学校関係者(保護者、先生等)、地元住民 	3月16日(日)	一宮市立南部中学校 屋内運動場	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
40	愛知県小中学校吹奏 樂連盟 西尾張支部 事務局次長 おぎの やすひろ 荻野 靖浩	平成25年度 管樂器個人重奏コンテ スト 西尾張地区大会	・約600名 管樂器演奏による個人お よび重奏のコンテストを 行う。両部門とも審査を行 い、優秀な個人および重奏 団体は県大会への地区代 表として推薦する。	2月2日(日)	一宮市民会館 ホール・大会 議室	参加料 個人の部 1,500 円/ 人 重奏の部 800円/人 入場料 無料	(2) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
72	愛ランド21游墨書道会 会長 <small>かめやませつぼう 亀山雪峰</small>	第30回愛ランド21 游墨会書道展	書道展覧会	3月29日(土) ～30日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(6)
73	社会福祉法人 樫の木福祉会 かしの木の里 施設長 <small>いしだかずお 石田和夫</small>	第13回かしの木の里 絵画展覧会 そ うぞうのとびら展	かしの木の里利用者の絵 画展覧会	3月10日(月) ～16日(日)	社会福祉法人 櫻の木福祉会 らちえつと内 地域交流スペ ース	無料	(4) (6)
74	一宮謡曲同好会 常任理事 <small>かとうとしお 加藤寿夫</small>	春季謡曲大会	謡曲発表会	4月27日(日)	産業体育館	無料	(6)
75	家庭倫理の会一宮 市 会長 <small>おおはし 大橋やすこ</small>	わくわく子育てセミ ナー	鶴川文子氏(一般社団法 人倫理研究所専任講師) による「子供を勉強好きに するには」をテーマとし たセミナー	2月11日 (祝火)	ファッションデ ザインセンタ ー	有料 200円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
49	木曽川町剣道連盟 会長 ひびのたかお 日比野隆夫	第9回一豊杯剣道錬成大会	一宮市内全中学校及び剣道教室・剣道道場を対象とした剣道錬成大会。	3月30日(日)	一宮市総合体育館	無料	(7)
50	一宮市空手道連盟 会長 久々とよかつ 葛谷豊勝 (主催) 全日本空手道連盟 和道会西尾張連合会	第33回和道会西尾張空手道競技大会	全日本空手道連盟西尾張連合会に加盟する小・中学生、高校生、大学生、一般による形個人戦、組手個人戦を各種目別にトーナメント競技する。	3月16日(日)	一宮市総合体育館	一人 2,000円	(6)
51	一宮ラグビースクール 校長 前島弘嗣 (主催) 一宮ラグビーフットボール協会	平成26年度一宮ラグビースクール	ミニ(ジュニア)ラグビーの指導	平成26年 4月1日(火) ~平成27年3月 31日(火)	一宮市光明寺公園球技場他	年額 9,000円	(3) (6)
52	愛知県一宮総合運動場 場長 永井成人 (主催) 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	家族の体験活動事業 「家族で馬と遊ぼう」	動物(ボニー)を通してコミュニケーションを図り、家族の絆を深める。	3月9日(日)	愛知県一宮総合運動場	無料	(4) (6)
53	愛知県一宮総合運動場 場長 永井成人 (主催) 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	第22回愛知県一宮総合運動場早起き軟式野球大会	予選は6チームによるブロック別リーグ戦、各ブロック1位4チームによる決勝トーナメント戦	4月6日(日)から毎週日曜日	愛知県一宮総合運動場野球場	1チーム 20,000円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
54	愛知県一宮総合運動場 場長 永井成人 (主催) 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	第32回愛知県一宮総合運動場選抜ゲートボール大会	一宮ゲートボール協会選抜36チームによるトーナメント戦	4月11日(金)	愛知県一宮総合運動場ゲートボール場	1チーム 2,000円	(4) (6)
55	一宮市ドッジボール協会 会長 井上敏則	第4回ICC・FUMACUP	小学3~6年生の男女児童で構成されたチーム(オフィシャル)と小学1~4年生の男女児童で構成されたチーム(ジュニア)に分かれ、予選リーグ・決勝トーナメントを行う	3月15日(土)	一宮市総合体育馆	1チーム 7,000円	(3)